

一般建築物石綿含有建材調査者講習試験問題 B

第 1 章

問題 1. 下記のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿含有建材の種類は多岐にわたっており、飛散性も種類ごとに異なる事から、建築物の解体改修時のリスクは使用されている石綿含有建材によって異なる。
- ② 1995 年 4 月から国内の企業会計に石綿含有建物の資産除去債務の考えが導入され、石綿含有の調査は、企業が適切な会計処理を行うためにも重要となっている。
- ③ 石綿含有建材の調査の目的は、改修の事前調査、解体の事前調査そして維持管理のための建築物調査に分けられるが、維持管理のための建築物調査はレベル 3 の石綿を含む建材を対象としない調査である。
- ④ 石綿は長い期間、多岐にわたって利活用されたが、健康への問題から使用についての規制が強化されてきた。

問題 2. 下記の吹付石綿作業についての記述のうち、不適切なものはどれか

- ① 1956 年（昭和 31 年）当時は石綿・セメントと水を別々に吹付けられており、作業の際に多量の粉塵が飛散していた。
- ② 1975 年（昭和 50 年）に、石綿を 5 重量%を超えて含有する吹付け作業が原則禁止された。
- ③ 1995 年（平成 7 年）の改正では石綿を、1 重量%を超えて含有する吹付け作業が原則禁止された。
- ④ 2005 年（平成 17 年）には石綿障害予防規則が制定され、石綿の吹付け作業が原則禁止になった。

問題 3. 下記の石綿を含有する製品の製造・販売についての記述うち、正しいものはどれか

- ① 2004 年（平成 16 年）、石綿を 5 重量%を超えて含有する製品の製造・販売が禁止された。
- ② 2006 年（平成 18 年）、石綿を 1 重量%を超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ③ 2018 年（平成 30 年）、石綿製品が全面禁止された。
- ④ 労働安全衛生法令の改正により石綿規制が強化されたが、現在も私たちの生活環境には、まだ相当量の石綿含有建材などが存在している。

問題 4. 下記の石綿の種類についての記述のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿とは自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち、繊維状を呈している物質であり「アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト」の 6 種類の鉱物を、アスベストと総称している。
- ② クリソタイルは白石綿と呼ばれ、これまで世界中で使われた石綿の 9 割以上がこのクリソタイルである。
- ③ アモサイト（茶石綿）・クロシドライト（青石綿）は吹付石綿として使用された石綿であり、極めて優れた物性を有するが発がん性などの有害性は低い。
- ④ 2008 年（平成 20 年）厚生労働省労働基準局長通知（基安化発第 0206003 号）において、石綿の分析対象が 6 種類とされた。

問題 5. 石綿の特性や解体時のばく露分類についての記述のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿が高価にもかかわらず盛んに使われた理由は、優れた性質を、1 種類の物質が全て兼ね備えているからであり「奇跡の鉱物」とも呼ばれた。
- ② 石綿含有建材は、解体時の飛散性の高低から「レベル 1~3」の建材に分類されている。
- ③ レベル 2 の建材には、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突用断熱材や石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種なども含まれる。
- ④ レベル 3 の建材は、レベル 1 とレベル 2 以外の石綿を含有する建材と分類されており、その製品の種類は多岐にわたっている。

問題 6. 下記の石綿に関する疾病の記述のうち、正しいものはどれか

- ① 石綿を吸入して生じる疾患としては、石綿肺、肺がん、中皮腫、その他の胸膜疾患があるが、中皮腫はほとんどの例が石綿ばく露によって生じた疾患と考えられる。
- ② 石綿ばく露から中皮腫発症までの潜伏期間は 10 年から 30 年で平均 20 年弱である。
- ③ 中皮腫の発症リスクとして、ばく露を受ける年齢が高いほど、発症リスクは高くなると推測されている。
- ④ 石綿取扱者の喫煙者は非喫煙者に比べて肺がんになり患する確率が高く、この影響の確率は中皮腫でも同じである。

問題 7. 下記の石綿と環境についての記述のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿繊維の直径は髪の毛の 1/5,000 程度と肉眼では見えないものの高濃度で浮遊している場合がある。
- ② 石綿含有建材の除去時に、飛散防止対策を講じることにより、大気中への石綿の飛散を低減することが可能である。
- ③ 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表において、石綿製品の製造工場の従業員や近隣住民などが石綿関連疾患を発症していたことが判明し労災認定請求者が急増している。
- ④ 肺がんの死亡率は、石綿累積ばく露量（ばく露濃度×ばく露年数）に反比例する。

第 2 章

問題 8. 2020 年(令和 2 年)6 月に改正された大気汚染防止法(大防法)についての記述のうち、不適切なものはどれか

- ① 大防法の改正では、いわゆるレベル 1 建材を対象とした、建設物等の解体・改修における石綿飛散防止対策が強化された。
- ② 大防法施行令の改正で、規制の対象となる特定建築材料(石綿を飛散させる原因となる建築材料)に、「石綿含有成形板等」・「石綿含有仕上塗材」が追加された。
- ③ 特定建築材料の石綿含有成形板は、スレートボード、セメント円筒などで、主に外壁、軒天、設備配管として使われた。
- ④ 特定建築材料の石綿含有仕上げ塗材は、建築物の内外装の表面仕上げに使われた。

問題 9. 下記の事前調査についての記述のうち、不適切なものはどれか

- ① 解体等工事の元請け業者は建築物の解体等を行うときは、事前に特定建築材料の有無を調査することが義務付けられている。
- ② 事前調査は、元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び説明書面の写しを、調査を開始した日から3年間保存する。
- ③ 2006年（平成18年）9月1日以降に工事着手した建築物の解体・改修の場合は、特定建築材料の有無の目視調査は不要である。
- ④ 解体工事の元請け業者は、事前調査結果等を表示した掲示板の設置が必要である。

問題 10. 下記の石綿に関係する内容についての記述のうち、不適切なものはどれか

- ① 建設リサイクル法では、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材をあらかじめ取り外してから木材を取り外すとなっている。
- ② 建設リサイクル法で定める対象建設工事は、事前調査時に石綿の有無についての調査を行うことと規定されている。
- ③ 一戸建て住宅や木造住宅（約3300万棟）は、飛散性の高い吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウールの使用は少なく、鉄骨造（S造）と鉄筋コンクリート造（RC造）の建物約140万棟を優先的な石綿調査対象としている。
- ④ 特に、建築時期の古い建築物や未成年者が長く滞在する建築物や災害時に緊急利用する建物等を優先的な調査対象としている。

問題 11. 石綿があるにもかかわらず、石綿なしと誤って判定してしまった場合のリスクやコストの説明として、下記のうち、不適切なものはどれか

- ① 関係者への健康被害が継続する。
- ② 後日ミスの発覚時には追加の財政負担が発生する。
- ③ 関係者の社会的信用が失墜する。
- ④ 建築物周辺への継続的な環境への悪化は発生しない。

問題 12. 下記の石綿調査者についての内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿の飛散防止に関する「リスクコミュニケーション」については、環境省が公表したガイドラインに沿って、施工関係者に限定して実施されるべきである。
- ② 調査者は、解体・改修時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿使用の有無を判定する必要がある。
- ③ 調査者は判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。又、推測による結論は慎まなければならない。
- ④ 建築物の調査結果は、解体・改修の施工方法やその後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価にも影響する。

問題 13. 下記の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならない。
- ② 調査者は、建築物の所有者や占有者など個人的、経営的情報に触れることになる。調査活動を通じて得た情報の機密保持義務がある。
- ③ 建築物の調査は、依頼人の利益に配慮して実施しなければならない。
- ④ 調査者は建築物における石綿含有建材の使用状況調査業務の中核を担い、調査報告を取りまとめるコーディネーターとしての、知識と能力が求められる。

問題 14. 下記の事前調査の手順の内容のうち、**不適切**なものはどれか

- ① 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査し、石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、証明が出来ない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。
- ② 事前調査の基本は、「現場」「現物」「現実」の三現主義の徹底である。
- ③ 目視調査せずに書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ④ 書面調査と目視調査で差異がある場合は、書面調査結果を優先する。

第 3 章

問題 15. 下記の建築一般の内容のうち、**不適切**なものはどれか

- ① 調査対象建築物がどのような建物で、どのようなところに石綿含有建材が使われているかを調べるための図面としては、建築確認申請図面が望ましい。
- ② 建築図面から石綿含有建材の記載箇所を効率的に見つけるためには、1) 防火規制に着目する
2) 断熱や結露防止などの性能が求められる箇所に着目する方法がある。
- ③ 建築基準法の防火規制に基づき、耐火構造や不燃材料などが求められる部分に、石綿含有建材が使われることがあったので、この部分にどんな材料が使用されているかを調べると効率がよい。
- ④ 一定規模以上の建築物には、その壁や柱などの主要構造部を耐火構造としなければならない。また、防火地域などの建築物について、条件によって一戸建て住宅にも適用される。

問題 16. 下記の耐火建築物の内容のうち、**不適切**なものはどれか

- ① 防火地域・準防火地域などの建物には、延焼の恐れのある部分に十分な性能を持たせるため石綿含有建材が使用されてきた。
- ② 耐火建築物は階によって要求耐火性能が異なり、「1 時間耐火」や「2 時間耐火」などと表現される。同じ吹付石綿であれば「2 時間耐火」の方が層が薄くなる。
- ③ 鉄骨造（S 造）は、主要構造部に形鋼や鋼板等を用いた構造で、粘り強いいため、高層建築や大型建築に適しているが、火災が発生すると熱により簡単に強度を失う。
- ④ 鉄筋コンクリート造（RC 造）や鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC 造）の耐火被覆として石綿は使用されていない。

問題 17. S 造では、各階の床と外壁間や、間仕切り壁と天井内などに隙間ができるため、耐火材を使って埋める必要がある。下記のうち、**不適切**なものはどれか

- ① 外壁をALC壁とした3階建て程度の共同住宅、事務所、販売店などは、耐火建築物などとすることを目的に、石綿含有建材による耐火被覆を用いている場合が多い。
- ② S 造の建築物の調査対象には、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となる。
- ③ S 造の建築物では、構造体が露出している場合が多く、目視調査が比較的簡単である。
- ④ 工場・倉庫・事務所などの折板屋根の裏側にある断熱材は必ず確認する。吹付け（レベル1）、フェルト状製品（レベル2）などで施工されている場合もある。

問題 18. 下記のうち、**不適切**なものはどれか

- ① 防火地域の建物では、延焼防止の目的で、外装に押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第 1 種等のレベル 2 の石綿含有建材が多用されている。
- ② 設計者の設計思想や要求性能により、主に吸音、断熱、保温、調湿等の目的で、石綿含有建材が使用されている可能性がある。
- ③ 建築物の最上階の天井スラブ下には、空調の負荷を低減する目的で、断熱材として吹付け石綿を施工する例が多い。
- ④ 仕上げ材としての石綿使用例として、仕上げと吸音を兼ねて石綿含有吹付バーミキュライトやパーライトが使用された。

問題 19. 下記の石綿建材の使用箇所についての内容のうち、**不適切**なものはどれか

- ① ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理にけい酸カルシウム板第 2 種を使用することが多い。隙間を埋めるパテ材にも石綿を使用している場合もある。
- ② 給排水設備では、石綿は耐火性能が必要な排水管に耐火二層管として使われただけでなく、耐久性が求められるガスケットにも使用されていた。またボイラー本体の断熱や配管エルボの保温にも使われていた。ボイラー室の場合は、壁や天井に吹き付け石綿が使われた。
- ③ 空調の冷温水配管の保温として石綿含有保温材が使われることがあった。ホテルではファンコイル設置の場所の壁に遮音目的で吹き付け石綿が使用されている場合がある。
- ④ エレベーターシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため、吹き付け石綿が施工されている場合がある。

問題 20. レベル 1 の石綿含有建材は施工方法や材料によって分類されるが、下記のうち、**不適切**なものとはどれか

- ① 吹付け石綿及び乾式工法で施工された石綿含有吹付ロックウールは、1975 年から 5 重量%を超える吹付作業は原則禁止となったが、脱落防止の為 5 重量%以下の石綿が含有されていた。
- ② 半乾式吹付け（半湿式吹付け）の主な材料はロックウールとセメントであり、製品としての石綿を使用していないが、現場で添加した事例が認められている。
- ③ 湿式吹付工法では、1990 年（平成 2 年）過ぎまで、石綿を添加していたことが確認されており、1995 年（平成 7 年）頃までは、石綿が添加されている事を前提として調査を行うべきである。
- ④ 昭和 50 年後半から建築された RC 構造の集合住宅では、室内の天井にパーライトの吹付材が使用された。

問題 21. レベル 2 の石綿含有建材について、下記のうち、**不適切**なものはどれか

- ① レベル 2 の石綿含有建材には、耐火被覆板、遮音材、断熱材がある。石綿含有建材の製造時期が解っていても、メーカーが廃業などで情報を公開していないケースがあり注意が必要である。
- ② 石綿含有耐火被覆材には、耐火被覆板とけい酸カルシウム板第 2 種があり、S 造の梁、柱などの耐火被覆用の板材として多用された。
- ③ 石綿含有断熱材には、煙突用石綿断熱材、屋根用折板石綿断熱材がある。
- ④ 1958 年（昭和 33 年）ころから、工場、倉庫、体育館の屋根に金属製折板が使用されているが、熱が伝わりやすく、結露が発生しやすいため屋根用石綿断熱材が使用された。

問題 22. レベル 3 の石綿含有建材について、下記のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿輸入量の 73%は、レベル 3 と呼ばれる石綿含有建材の原料として使用されている。
- ② 石綿則第 3 条第 5 項において、石綿が使用されていると見なして対策を講ずる場合、分析調査の必要がないとする「みなし石綿含有」として対処することが認められている。
- ③ 軽微な場合も含めて、解体・改修工事に際しては的確に石綿の使用状況を調査し、適切な飛散、ばく露防止対策を講じた上で、発生する廃棄物を適正に処理することが求められている。
- ④ 石綿を含有する可能性のある建材については、2006 年(平成 18 年)9 月以前の情報(裏面情報)をもって石綿なしと判断しないよう通知で示されている。

問題 23. 建築工事に関する図面について、下記のうち、不適切なものはどれか

- ① 図面は石綿含有建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報を参考にしつつも、必ず現地での使用状況を丁寧に現認して、図面との整合性を確認する。
- ② 「標準仕様書」には、使用建材のメーカーリストが記載されていることもあり、貴重な情報を得ることができる。
- ③ 「矩計図」には納まり寸法など、断面図の詳細が記載されている。天井の裏側や梁と外壁との関係も読み取ることができる。石綿含有製品の有無や納まりなどが理解できる。
- ④ 「階段詳細図」「天井伏図」「構造図」などからも石綿含有建材の有無や使用箇所が確認できる場合がある。

問題 24. 下記の調査のまとめの内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 検索した建材(商品)がデータベースに無い場合には、石綿なしと判断する。
- ② 目視調査では、書面調査結果をもとに実際に使用された建材を確認し、分析の必要な試料の採取を行う。書面調査結果は見やすく整理し、必ず持参する。
- ③ 網羅的調査を行うため、解体・改修を行う部位の全ての建材について、「整合性の確認表(ワークシート)」等を使い竣工図書と現地の部屋の建材を比較確認する。
- ④ 建築図面が無い場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視し、各階の概略平面図を作成する。写真を撮影しておくことも報告書作成の際に有効である。

第 4 章

問題 25. 下記の目視調査の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 目視調査に当たって、必要な人数や機材等、調査全体にわたる計画を事前に検討し、全体の流れを考えて行動し、調査の正確性や信頼性を確保する。
- ② 解体・改修工事の事前調査では、解体や改修を行う全ての建材が調査の対象であるが、内装や下地材の内側などの確認のため、建材の取外しは行わない。
- ③ 目視調査では、まず関係者から改修履歴などをヒアリングして、その際に図面などがあれば、参考にして改修した箇所を聞き出していく。
- ④ 大防法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。書面は郵送で済ませるのではなく、直接報告が望ましい。

問題 26. 下記の目視調査の準備についての内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 試料採取時は石綿が飛散する恐れがあるので、防じんマスクは、半面形面体を持つ取替え式防じんマスク（RS3 又は RL3）と同等以上の性能を有する呼吸用保護具を用いる。
- ② 現場が高所の場合には脚立などの足場を用いる他、現地の状況を予測した用品の準備を行う。
- ③ 約束の時間や現地固有のルールを守るとともに、想定外の事態をいかに少なくするかを考えた行動をとる。
- ④ 調査人数は、区画を分けて、多人数で短時間で完了するようにする。

問題 27. 下記の外観の観察の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 建物外観を観察することで、調査にかかる作業の進行の予測、作業時間が想定できるほか、計画段階では把握できていなかった、新たな調査ポイントなどが見えてくる。
- ② ある程度離れた場所から建築物の全体を観察することで、塔屋や煙突の位置が確認できる場合がある。
- ③ 目視調査において、方位の認識は重要である。特に南面の壁は結露防止や断熱を目的とした石綿含有建材の使用がないか注意をする。
- ④ 「定礎」などのプレートがある場合は、竣工時期や施工関係者などの情報が認識できる。

問題 28. 下記の目視調査の留意点のうち、不適切なものはどれか

- ① 目視調査における最大の留意点は調査ミスをしないうことであり、調査ミスの最大の要因は調査漏れである。疑いの目を持って調査に臨む。
- ② 2006 年(平成 18 年)9 月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物を除き、必ず目視調査を行い、現物を確認することが必要である。
- ③ 目視調査とは、単に外観を見るだけでなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査を行うことである。
- ④ 石綿含有建材調査者は半年に 1 回、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。事業主はその結果を常時当該業務に従事しなくなった日から 30 年間保存する。

問題 29. 下記の試料採取の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 試料採取時は屋内を締め切り、換気扇を作動し、取外し調査をする時 HEPA フィルター付き真空掃除機で吸引しながら行う。
- ② 採取者は呼吸用保護具を必ず使用し、補助員も保護具を使用する。
- ③ 高所作業となる場合、安全が確保できるまで調査報告書には採取不能として理由を記載する。
- ④ レベル 3 の成形板等は、裏面等の表示を確認し、読み取った情報をもとに、データベースやメーカー情報と照合し、「石綿有り」と判断したり、メーカーの石綿無含有証明書等により「石綿無し」の判断を行う。

問題 30. 試料採取の方法について、下記のうち、不適切ものはどれか

- ① 同一の建材と考えられる範囲については、色を見て、成形板であれば触って、叩いて、外してみる等により、知識と経験を総合して判断する。
- ② 書面調査及び目視調査の結果、石綿含有の有無が明らかにならなかったものは分析を行う。同一材料と判断される材料ごとに代表試料を選定して採取する。
- ③ 建材の石綿分析においては、1) 同一と考えられる範囲を適切に判断し、2) 試料採取において建材にムラはないと考えて採取する。
- ④ 吹付け材の試料採取は、施工表層から下地まで必ず貫通して行う。

問題 31. 下記の試料採取箇所の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 吹付け材の分析用試料を採取する場合、3 箇所以上、1 箇所当たり 10 cm³ 程度を採取し、まとめて密閉式資料ホルダーに入れて密閉する。
- ② 試料を採取する部屋の入口に「関係者以外立入禁止」等の看板を掲示し、開口部を養生する。飛散抑制剤で対象材を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように躯体との界面まで採取する。
- ③ 試料採取後の掃除は HEPA フィルター付き真空掃除機で行う。
- ④ グラスウールなどの断熱材の下等に石綿含有建材が吹付けられたケースもある。

問題 32. 下記の調査記録と劣化判断の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 1 部屋ごとにその部屋についてメモすることは大変だが、1 部屋ごとのメモが後の写真の整理や調査報告書の作成時に効果を発揮する。
- ② 現場において「目視調査個票」を作成することが大切なポイントである。
- ③ 劣化の度合いの判断は、建物の維持管理のために重要な要素である。石綿の劣化の度合いは、調査者の熟練した眼力によるところが大きい。
- ④ 劣化の度合い判定は「劣化」「かなり劣化」「やや劣化」「劣化なし」の 4 段階となる。

問題 33. 下記の RC 造および SRC 造建築物に関する説明のうち、不適切なものはどれか

- ① 建築物の構造を見分けるにはある程度、建築に関する知識が必要であるが、構造によって、石綿含有建材の使用部位や調査上の留意点が違ってくるので、知識の習得をすすめるべきである。
- ② RC 造および SRC 造の建築物は比較的数量が多い。この建築物の多くは、機械室、ボイラー室、電気室、発電機室などの部屋があり、断熱や吸音を目的として、石綿含有吹付け材が多く使われているので留意する。
- ③ RC 造および SRC 造の建築物の調査で見落とされやすい部分として、1 階床の裏側があるので留意する。
- ④ カーテンウォール (CW) の裏側には吹付け材等が施工されていることが多い。CW を躯体側に取付けるファスナー金物にも吹付け材が施工されているので留意する。

問題 34. 下記の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、石綿等が重量の 0.1% を超えて含有するか否かについて分析を行う事である。
- ② 定性分析で石綿なしと判定されても、石綿等の重量が 0.1% を超えているかどうかの定量分析をおこなわなければならない。
- ③ 試料を分析機関に送付したら部屋別の「目視調査個票」を調査日よりあまり時間をへず作成し、資料の採取場所などを記録しておく。
- ④ 分析機関から結果速報を受領したら速やかにチェックを行う。分析機関から送られてきた結果には間違いがないと思込むのは危険である。

第 5 章

問題 35. 調査報告の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 解体・改修のための事前調査で石綿含有建材がある場合は、関係法令の基づく届け出や飛散防止措置を行ったうえで、解体・改修工事を行う
- ② 記入漏れと区別するため、不明及び該当項目がない場合は「不明」「—」と記載し、空欄としない。
- ③ 石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする。
- ④ 石綿を含有しないと判断した建材には判断根拠が不要である。

問題 36. 調査報告書の所有者情報提供依頼概要の作成要領について。下記のうち、不適切なものはどれか

- ① 石綿調査履歴の調査時期によっては、分析していない種類の石綿が存在することを所有者に伝えることも必要になる。
- ② 過去に実施した調査報告書がある場合、その報告書概要部分をコピー添付する。
- ③ 石綿処理歴がある場合は、除去・封じ込め・囲い込みの区分を明確にする。
- ④ 調査者記入欄において、所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上でのコメントは確実に記入しておく。

問題 37. 下記の調査報告書作成の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 調査の概要欄には本調査を主体的に行った者と補助した者の名前を併記する。
- ② 調査概要の各部屋の記載は調査できなかった部屋も含めて全部屋について記載する。
- ③ 試料採取不可能な箇所・調査できなかった理由は、調査報告書に詳細を記す。
- ④ 維持・管理のための調査において石綿が検出された場合には「調査者からの今後の維持・管理のためのアドバイス」の各欄に、劣化の判断や部屋の使用頻度、未成年者や不特定多数の人が使用するかを総合的に判断して記入する。

問題 38. 下記の調査報告書作成の内容のうち、不適切なものはどれか

- ① 外観記入について、定礎があれば、メモだけでなく写真を撮っておく。
- ② 一部屋の調査終了時に、部屋ごとのメモを作成し、出来れば終了時間を記入しておくことが重要である。
- ③ 試料分析で、調査者の目視推定と分析機関からの結果とが乖離している場合は、分析機関の結果を優先して報告書を作成する。
- ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらずその結果を記録、現場に備え付ける。

問題 39. 事業者は、令和 4 年 4 月より、次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムを使用して、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないが対象工事として不適切なものはどれか

- ① 建築物の解体工事（当該工事の床面積の合計が 100 m²以上であるもの）
- ② 建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるもの）
- ③ 工作物の解体工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるもの）
- ④ 工作物の改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるもの）

問題 40. 下記のうち、正しいものはどれか

- ① 調査者は、事前調査報告書を作成し、所轄労働基準監督署に報告する。
- ② 建築物所有者への報告に当たっては、石綿による健康障害のリスクに関して、公正中立の立場から報告書以外の内容を説明してはいけない。
- ③ 建築物の所有者は、建築物の解体・改修を行う場合、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力する。
- ④ 建築物の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有しているため、調査を開始した日から 3 年間、調査記録を保存することが望ましい。